

都市計画部会における今後の検討方向について

- 都市交通・市街地整備小委員会に係る部分を抜粋 -

1. 背景

今後の都市整備の基本的方向については、国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対して「国際化、情報化、高齢化、人口減少等21世紀の新しい潮流に対応した都市再生のあり方はいかにあるべきか。」として、平成13年7月5日に包括的な諮問をさせていただいている。この諮問のうち、早急に検討をお願いした「民間の都市活動を促す都市計画の枠組み」及び「木造密集市街地解消のための方策」の二つの事項については、平成14年2月7日に中間とりまとめとして報告していただいたところである。

この中で都市の再生のためには、

民間による都市計画の提案制度の導入

良好な市街地の整備を実現するための新たな土地利用計画の仕組み

地区計画制度の見直し

民間の資金、ノウハウを活用する観点からの市街地再開発事業の見直し

土地の健全な高度利用のための敷地の集約化

等が必要である旨明記され、これらの課題については、今通常国会で、「都市再生特別措置法」及び「都市再開発法等の一部を改正する法律」が可決成立したほか、「建築基準法等の一部を改正する法律案」が現在審議中であり、必要な制度改正が実現しつつある。

残る二つの検討事項である「21世紀型都市再生のビジョン」及び「次世代参加型まちづくりの方策」についても、引き続き御検討いただきたいと考えている。

「21世紀型都市再生のビジョン」については、近年の国民ニーズの多様化・高度化、地球環境問題の深刻化、少子高齢化の進展、投資余力の減少等の21世紀の新たな動向に対応しつつ、質の高い本格的なまちづくりを実現するためのビジョンとして、御検討いただきたいと考えている。このうち、特に、都市活力の維持や環境の保全、日常生活に欠かせない都市交通、下水道、公園緑地等の都市施設の整備及び市街地整備のあり方については、これら経済社会の動向に対応して、早急に中長期的な視点に立った検討を行う時期に来ている。

このため、

便利で快適な都市交通の実現と良好な市街地の整備

都市内の緑とオープンスペースの確保

下水道等による都市の良好な水管理

について、専門的見地からの検討を行うこととし、各課題ごとに小委員会を設け、より具体的な議論を進めていただきたい。

なお、これらの検討がある程度深まった段階で、都市住民のニーズに沿った政策評価の観点から、施策の総合化についても、御議論いただきたいと考えている。

また、「次世代参加型まちづくりの方策」については、別途、都市計画部会に御審議をお願いする予定である。

2. 小委員会の設置による検討

(1) 中長期的視点に立った便利で快適な都市交通の実現と良好な市街地の整備のあり方

高度成長期の急激な都市化の進展、戸建て住宅指向や製造業の郊外立地需要の増大とこれを支えるモータリゼーションの進展によって、低密度市街地が外延化し、これに対応すべく都市内道路及び市街地整備を進めてきた。しかしながら、市街地の拡大は急激で十分に対応できないことに加え、自ずと新市街地の整備に重点を置くことになり、既成市街地の再整備は遅れがちとなった。このため、交通負荷、環境負荷が大きい都市や都市基盤が未整備な市街地といった「20世紀の負の遺産」を遺すこととなった。

今後は、この負の遺産の解消を進め、人間回帰の都市を形成することが必要であり、都市再生の実現に向け、都市交通・市街地整備に求められる役割としては、

- (a) 誰もが容易かつ快適に移動できる交通環境を実現すること
- (b) 都市防災や交通安全など安全で安心できる質の高い生活空間を形成すること
- (c) 自動車に過度に依存しない都市交通システムを実現すること
- (d) 活力ある都市活動を支えるコンパクトな市街地を形成すること

などが考えられ、これらに的確に対応することが求められている。

また、都市計画決定されてから数十年経過しても未整備の都市計画道路が全国に存在し、投資余力や人口が減少するなど都市計画の前提条件が変化するなかで、民間都市開発との連携も実現しつつ、事業の進め方も見直す必要がある。こうした都市の交通及び市街地の整備についての要請に応えるため、

都市の交通（含公共交通、駐車場）に関する諸施策の総合的な展開

都市計画道路の効率的・効果的な整備推進方策

地区特性に応じた多様な市街地整備のあり方とその推進方策などについて、その実現方策も含め中長期的な視点に立って検討する必要がある。

以上を踏まえ、「都市交通・市街地整備小委員会」を設置して、御検討いただきたい。

3 . 小委員会の検討に係るスケジュール（案）

- ・平成 1 4 年 4 月以降：各小委員会による審議（3～4回）
- ・ 7 月：中間とりまとめ（公表）
- ・ 9 月以降：各小委員会による審議（適宜）
- ・平成 1 5 年 3 月目途：とりまとめ